

原告は敷地内破砕帯評価について反論の書面を提出

国は耐震安全性の書面を出さず。裁判所は改めて提出を求める



11月21日、国を相手とする大飯原発3・4号止めよう裁判・控訴審の第6回進行協議が行われた。原告側は弁護士5人、裁判の会事務局を中心に原告6人、国は12人、関西電力は約15人が出席し、約20分のやり取りがなされた。

今回の協議に先立ち、原告は、敷地内破砕帯評価について、国の第4準備書面に反論する準備書面（3）を提出。国は、基準地震動策定について第6準備書面を提出した。

▼原告の書面では、以下のように、敷地内破砕帯は活断層でないとする国の主張に反論している。

- ・国は、わずかな大山火山灰（hpm1、23万年前）を根拠に「降灰層準」（水流作用等による二次堆積ではなく、自然に降り積もった火山灰の層）が存在するとし、F-6破砕帯の活動時期を23万年前より古いと判断している。
- ・国は、ボーリング等の証拠なしに「可能性」だけで、F-6破砕帯が南側トレンチまで連続していると判断している。
- ・台場浜トレンチ内の破砕帯は、南にある耐震重要施設まで延伸している可能性を否定できない。三次元探査で詳細な調査が必要。

▼国の書面は、基準地震動策定について、規制基準の合理性、関電の申請内容とそれに対する審査の合理性を主張する一般的な内容である。6月の地震動審査ガイドの改訂で「ばらつき条項」を削除したことは「規制要求や審査の緩和を行うものではない」としている。しかし、経験式の有するばらつきが考慮されなければ、基準地震動は過小評価となる。従って、「基準地震動に対して安全機能が損なわれるおそれがない」ことを求める設置許可基準規則4条3項に不適合となる。

◆「国は建物や機器の耐震安全性の審査内容を説明する必要がある」（裁判所）

進行協議で裁判所は、国が第6準備書面で耐震安全性に全く触れなかったことを問題にした。前回の第5回進行協議の際、今回第6回に国が出す基準地震動に関する書面では、基準地震動の評価だけでなく、建物や機器の耐震安全性の審査内容も説明するよう求めていたからだ。裁判所は次のような旨を指摘した。

設置許可基準規則4条3項に従えば、設置変更許可において耐震安全性の審査は必要だ。実際、大飯3・4号の「設置変更許可申請に関する審査書（2017.5.24）」（乙81号証）には、基準地震動に対する耐震安全性はこうだ、と書かれている。基本設計ないし基本的設計方針のレベルで耐震安全性の判断がなされている。前回期日で、設置変更許可にあたり、具体的に1235ガルまで耐えられるかなども審査していると考え、それを書面に書くよう求めた。しかし、それは審査対象外ということか。

これに対し国は、「伊方最高裁判決で示されているように、原子炉等規制法は段階的安全規制を採用している。設置変更許可の審査対象は、基本設計ないし基本的設計方針だ。詳細設計は後段の工事計画認可で審査される」と回答した。耐震安全性の書面は必要ないと言わんばかりの対応だった。

裁判所は、それは分かっているとした上で、以下のような趣旨で書面を出すよう改めて求めた。

乙 81 では、耐震安全性の審査の内容が非常に簡単にしか書かれていない。また、この裁判でも今まで、これについての主張が一切なかった。このため、どのような審査をしたか分からない。控訴審で審理するにあたっては、何らかの主張が必要と考える。それ程詳しいものでなくてもよいので、申請内容と審査内容を訴訟の主要事実として必要な程度で説明してほしい。それを反映させなければ、判決を書けない。

国はやっとこれを了承し、次回までに裁判所の趣旨に従って、補充の書面を出す述べた。

◆「次回、少なくとも2つの書面を出す」(国)

国は、次回、次々回で出す書面について以下のように述べた。

次回、次々回で、設置許可基準規則 55 条の重大事故対策に関する書面（汚染水対策）と、基準津波と制御棒に関する主張を出していく。次回いずれの書面を提出するかはまだ検討中だが、どちらかの書面は提出する。従って次回は、どちらかの書面と耐震安全性に関する補充の書面の2つの書面を出す。

◆原告は敷地内破砕帯問題で証人尋問を希望

裁判所は、証人尋問、技術説明会に関する原告の方針について、敷地内破砕帯評価に関し証人尋問を申請したいということでよいかと尋ねた。原告側はこれを肯定し、証人尋問を求めた。

また、裁判所は双方に対し、そろそろ電子データがあった方がよい時期に来ているとし、控訴審でこれまでに提出した主張書面について電子データも提出するよう要望した。

◆次回以降、双方が各争点の書面を出し終わった後の方針を具体化していく

最後に裁判所は、以下のように今後の予定を確認した。

- ・ 次回、次々回に国が書面を出す。
- ・ 原告は各主張に対し反論があればそれぞれ1期日後ぐらいに書面を出す。
- ・ その後の方針については、現時点では双方まだ方針もあまり決まっていないようなので、次回以降に双方に方針を尋ねる。
- ・ 国の書面提出が終わって、その後原告の反論があると考えられ、方針をどうするかも問題になるため、3回先の期日を決める（2023年8月22日に決定）。

次回に向け、第6準備書面を含め、基準地震動評価に関する国の主張を徹底批判していこう。

今後の進行協議 第7回 2023年2月21日（火） 第8回 2023年5月22日（月）
第9回 2023年8月22日（火） いずれも14:30～

裁判の書面関係はこちらにあります（QRコードからも可能です）。

http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_gyouso_room.htm



2022年12月10日 おおい原発止めよう裁判の会事務局